２０２２年１月１６日発行

村尾光子の

下野(しもつけ)市議会報告

（第65号）

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@nifty.com



令和3年第4回定例会(11月25日～12月10日)と第3回臨時会(12月17日)の報告です。

《審議事項》

【第4回定例会】

○諮問（1件）
・人権擁護委員の候補者の推薦（金清隆純氏：再推薦）

○補正予算（7件）
・一般会計（第８号、第９号）・国保会計 ・後期高齢者医療 ・介護保険 ・仁良川地区区画整理 ・水道事業

○条例制定（1件） ・市民活動センター条例

○条例改正（5件）
・国保条例 ・重度心身障害者医療費助成条例 ・水道事業給水条例 ・市立学校設置条例 ・職員の勤務時間等に関する条例 ・任期付任用職員の採用等に関する条例

○その他（7件）
・工事変更請負契約締結、備品購入（南河内小中学校）
・指定管理者指定（保健福祉センターきらら館、市立図書館） ・財産の無償貸付、無償譲渡（こがねい保育園）
・小山広域保健衛生組合規約一部変更

○発議 「下野市における人口増を目指す施策に関する決議」 ⟹ 知事･県議会議長に提出

○陳情
・新型コロナウイルス対策に関する見直しを求める陳情
⟹ 不採択

■一般質問：11議員が質しました。

【第3回臨時会】

○補正予算（1件） ・一般会計（第10号）

皆様、健やかに新年をお迎えでしょうか。

何とも不安なCOVID-19の感染拡大、収束を期待していたのにオミクロン株が出現。気づかないうちの感染も多いようです。くれぐれもお気をつけください。

全ての人にとって良い年になりますように！

昨年もコロナウイルス感染防止のため、一般質問の時間制限や市民との意見交換会、講演会、視察研修などの実施を自粛しました。今年こそは通常の活動に戻れるようにと願っています。

こうした中、初めての試みですが、常任委員会ごとに実施した分野別の団体との意見交換会の報告を録画で公開することとしました。２月頃から、下野市ホームページ議会の

《下野市議会会派下野市民派クラブ》

市民派カフェ
～議会報告＆意見交換会～

とき：Ｒ４年２月５日（日）
　　午後1時30分～3時30分

ところ：グリーンタウンコミュニティセンター
　　会議室

報告者：中村節子･高橋芳市･磯辺香代･村尾光子

※今任期中の市民派カフェは今回が最後となります。
※新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用と手指消毒にご協力をお願い致します。また、感染の拡大状況によっては開催を中止する場合もありますので、どうぞ悪しからず、ご了承ください。

令和4年第1回定例会は2月22日（火）開会予定です



■市民活動センター条例を制定

生涯学習情報センターが南河内公民館内に移転した後の建物は、現在、市民活動センターとして改修中で、本年 5 月頃の開館を目指している。設置目的や利用者範囲等を規定した。

設置目的：市民が自主的に行う営利を目的としない社会貢献活動(以下「市民活動」)を支援することにより、市民との協働によるまちづくりを推進し、活力ある地域社会を実現する。

所在地：緑三丁目 5－1

センターが行う事業：

①市民活動に関する情報収集･提供、②市民活動に関係する案内･相談、③市民活動を行う者と関係機関･団体との交流･協議の推進、④市民活動を行う人材の育成、他

利用対象者：市内で市民活動を行う個人･団体

使用料：

交流スペース、会議室･研修室、メールボックス ：無料

団体用ロッカー：150 円／月

※所管課は市民協働推進課。これまでの交流サイトゆうがおネットは市民活動センターが運営する。

※生涯学習情報センターと同様の規定。2 月から利用登録者を募集、NPO 法人も登録可能。

■重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正

(施行：R4 年 4 月 1 日)

R4 年 4 月から栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象者に「精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者」が追加されるので、本市でも同様に対象者とする。

市内の 1 級手帳所持者：67 名(R3.4.1 現在)
助成見込額 ：基準額 121,968 円／人･年 × 67 人
＝ 820 万円(うち 1/2 は県補助)

既に 36 都道府県が助成対象としている。(R3.4.1 現在)
基準額は県が試算。本来なら国が制度化すべきことと思う。

■義務教育学校名は「南河内小中学校」に正式決定

― 学校設置条例の一部改正 ― (施行:R4,4,1)

「小学校」及び「中学校」の表から薬師寺小、吉田東小、吉田西小、南河内中を削除し、新たに「義務教育学校」として南河内小中学校を追加した。

同時に関係条例中の表現を次のように追記。

･「小学校」､「中学校」 ⟶ 「小学校、又は義務教育前期課程」､「中学校、又は義務教育学校後期課程」

■工事変更請負契約の締結（南河内小中学校）

工事内容に変更があったので追加費用を議決した。

契約金額 変更前 30 億 6900 万円
変更後 31 億 4072 万円 (7172 万円増)

主な変更内容 (単位：千円)

･土中の既存埋設物の撤去･処理、残土処分量増 10,422
･内外装工事 9,234 、･塗装工事 14,500 、･アスベストの撤去関係他 5,973 、･避難･防火設備･誘導標識 6,554 他

※多額な増額であり、既に施工済みの部分もあったので、審議では議論噴出。教育委員会の説明では「予測できなかった埋設もあった。『設計変更事務取扱要領』に基づいて正規な手続を踏んでいる」とのこと。施工前に説明すべきではなかったか。

■財産の取得

― 南河内小中学校新校舎備品購入 ―

現在学校で使用し、更に使用できるものは南河内小中学校へ移設することを基本とした。

契約期間	議決の日～ R4 年 3 月 31 日
受注者	伊藤商事株式会社 下野営業所
契約金額	4276 万 8 千円 (うち消費税 3,888 千円)

■指定管理者の指定

現在の指定管理者の指定期間は R4 年 3 月 31 日で終了するので、公募し、選定委員会で審査、選定した。

指定期間はいずれも R9 年 3 月 31 日までの 5 年間

指定管理者となる団体名

○保健福祉センターきらら館
ALSOK 北関東綜合警備保障･ビッグツリー共同事業体

○市立図書館 3 館
図書館流通センター･大高商事共同事業体

■こがねい保育園民営化に伴う財産の無償貸付と無償譲渡

相手方：いずれも社会福祉法人 内木会

○無償貸付する財産

土地 下野市小金井 1249 番地 1
宅地 4,937.00 m²

○無償貸付の期間：R4 年 4 月 1 日～ R14 年 3 月 31 日

○無償譲渡する財産

建物、付帯設備及び備品一式
(1)主たる建物 保育園舎(H11 年建築)
木造平屋建 697.96 m²
(2)付属物 倉庫 木造平屋建 23.18 m²

○無償貸付･無償譲渡の目的

こがねい保育園民営化にあたり、内木会が安定的かつ継続して良質な保育を実現することができるようにするため。

○無償貸付･無償譲渡の条件

上記法人による認可保育園の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。ただし、認定こども園に移行する場合は、市と協議すること。

※園舎は概ね 10 年以内に建替としている。その際に移転も考えられ、市内一区域としているので、移転先は市内であればどこでも可能。

■結核検診は肺がん検診と同時に実施

― 小山広域保健衛生組合規約の一部変更 ―

結核検診は小山広域保健衛生組合の 2 市 1 町(小山市･下野市･野木町)で共同事務により実施してきたが、監査委員から事業見直しの指摘を受け、検診の在り方を検討してきた。

構成市町ごとに検診業務委託が可能な場合は規約を変更することとした。

下野市は既にがん検診は結核検診を含めて実施しているので、R4 年度からは共同事務から離脱することとした。小山市･野木町は R5 年度から独自に実施の予定。同時に 2 つの検診ができれば、浴びる放射線量が少なくて済むメリットもある。

■国民健康保険、出産育児一時金を40万8千円に引上げ　（R4.1.1から）

健康保険法施行令が改正されたため。

R4.1.1から産科医療補償制度の掛金が16,000円から12,000円に引き下げられる。社会保障審議会医療保険部会では、少子化対策として出産育児一時金の支給総額は42万円を維持すべきとした(R2.12.23)。これらに基づき改正された。

産科医療補償制度の契約締結をしている医療機関での出産については、出産育児一時金にこの掛金分(上限3万円)を加算して支給される。

従来	400,4000円＋16,000円＝総額420,000円
改正後	**400,8000円＋12,000円＝総額420,000円**

■一般会計補正予算　（1万円未満切り捨て）

《第8号》

【主な歳入】

○国庫支出金　7億3279万円

社会福祉費負担金 11,989、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金 17,413、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 17,817、児童福祉費補助金 17,297、保健衛生費補助金 6,16、道路橋梁費補助金 960、小中学校費補助金 3,231

○県支出金　1億1165万円

社会福祉費負担金 5,999、こども医療費補助金 1,233、児童福祉費補助金 2,148

○繰入金　△200万円

財政調整基金 △5,200、地域づくり事業推進基金 △300、公共施設整備基金 5,400

○市債　△1億1860万円

【主な歳出】

○財産管理費　1,700万円

電気自動車充電器電源増設 330、電気自動車3台購入 1,370(災害時避難所のコロナ感染症対応電源として配置)

○自治振興費　47万円

本年3月に予定されている岐阜県本巣市との友好都市協定、災害時相互応援協定締結式時の会場設営費用･記念品作成費

本巣市(旧根尾村を含む)：旧国分寺時代に根尾村から淡墨桜の苗を譲り受けたことを縁を礎とし、桜の保存、活用及び歴史･文化･観光等の交流を促進させる。

○市民活動センター庁用器具購入費　133万円

○こども医療費助成　2,469万円

○障がい福祉費　2億3698万円

障がい者自立支援給付 15,860、障がい児通所支援給付 7,838

○新型コロナウイルスワクチン接種事業　2億3469万円

3回目接種、7月までの対象者全員分

○学童保育室･児童館抗菌加工清掃　397万円

○道路橋梁新設改良費　4,870万円

市道1－3、1－5、2－1整備費追加計上

○学校施設等･スクールバスの抗菌加工清掃　1,888万円

○義務教育学校庁用器具購入費　580万円

低学年のプール授業はふれあい館で実施、水深調節台調達

《第9号》　追加議案

【歳入】

○国庫支出金　4億4522万円

【歳出】

○子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

事務費(人件費･通信費等)　1,072万円

扶助費(8,690人)　4億3450万円

目的：新型コロナウイルス感染症の影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する。	
支給対象者：下記の児童を養育する者、又は施設の長 ア R3年9月分の児童手当の支給対象児童 イ H15.4.2～H18.4.1の間に生まれた高校生 ウ 基準日(R3.9.30)において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所･入院している高校生等 エ R3.10.1～R4.3.31の間に出生した児童	
給付額：5万円／人(10万円のうちの先行給付金)	
支給時期：R3.12(年内)：児童手当受給者 R4.1月以降：公務員及び高校生等の養育者 施設設置者、新生児の父母	

※ R3年9月分の児童手当特例給付(所得が児童手当支給の所得制限限度額以上であり、児童1人当たり一律5,000円/月支給)を支給されている人は対象とならない。

【参考】児童手当等(児童手当、特例給付)

支給対象	中学校卒業までの児童を養育している人
支給額 （月額）	3歳未満　一律15,000円 3歳以上　10,000円 （第3子以降は15,000円） 中学生　一律10,000円
※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給。 ※「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降をいう。	
所得制限限度額：扶養親族等の数により決まる。 例：3人(児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合等) 所得制限限度額736万円　収入額の目安 960万円	

― 内閣府ホームページから ―

《第10号》　臨時議会

予算総額　315億1233万円に

国会での審議過程で子育て世帯臨時特別給付金クーポン券分(5万円／人)を現金給付が可能と明らかになり、財源も年内に交付されるので、本市は一括10万円給付とした。

【歳入】

○国庫支出金　4億3882万円

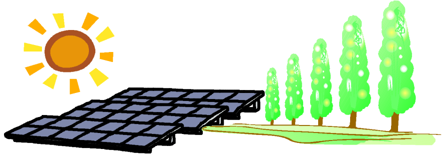
【歳出】

○子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

事務費 432万円、扶助費 4億3450万円

※既に5万円先行給付の通知を発送したが、改めて10万円一括給付の通知を出す。一方、口座振込手数料は1回ですむ。

DVや離婚協議中などで、児童手当の受取人変更ができず、対象となる児童を扶養していない親に給付金が支給されてしまう場合が懸念される。救済措置を質したが、国からの実施要領はまだ届いていないとのこと。早めに丁寧な対応を求めた。



村尾光子の一般質問



太陽光発電設備設置の規制策はどう研究・検討されたのか

H29 年第 1 回定例会で、急激に失われる平地林を憂い、太陽光発電設備設置に対する規制策を求めた。市長は「市独自に規制策を作るのは非常に難しい。手遅れにならないよう周辺状況を見ながら進めるほかない」と答弁した。それから 4 年半が経過し、県内では 9 市 1 町が独自の条例を制定し、県は「太陽光発電施設の設置･運営等に関する指導指針」を策定している。この間、本市ではどのような検討がなされたのか。

(1) これまでに太陽光発電設備設置のため消失した平地林面積はいかほどか。平地林保存目標面積は設定されているのか。

【広瀬市長】 下野市は脱炭素社会の実現、地球温暖化対策にもつながる再生可能なエネルギーの利用促進を進めている。H22 年度から住宅用太陽光発電システム設置補助、R2 年度から電気自動車購入費補助を行い、現在、R4 年度からの住宅用蓄電システム設置費補助に向けて準備を進めている。

下野市の**林野面積は 301 ㌶(R3 年度版栃木県森林･林業統計書)、H29 年 4 月～ R3 年 9 月末までの間に、本市に提出された森林伐採届によると伐採面積は 21.4 ㌶、このうち太陽光発電関係によるものは 8.93 ㌶**であった。

平地林保存目標面積は設定していないが、第 2 次国土利用計画下野市計画では、土地の利用目的に応じた区分ごとに規模の目標を設定しており、R7 年度で 297.9 ㌶としている。

市内の売電のみを目的とした太陽光発電システムの設置数は、10 キロワット以上が 497 件、メガソーラー(1,000 キロワット以上)の申請は 3 件であった(R2 年 10 月末現在、経産省エネルギー庁公表資料)。

(2) 経営耕作農地、耕作放棄地への設置件数･面積はそれぞれいかほどか。また、施工に関する指導や確認はなされているのか。

【広瀬市長】 H29 年 4 月から R3 年 9 月までの太陽光発電施設を設置するための農地転用は件数は 31 件、面積は 38,976m²(3.8976ha)、耕作放棄地への許可申請はなかった。

また、転用後の太陽光発電施設設置施工への指導は行っていない。施工の確認は、農地転用を許可した市農業委員会への工事進捗状況報告書と工事完了報告書の提出により行っている。

農地転用が可能となる農地は、農地法で定める農地区分で、市街化が見込まれる農地や生産性の低い小集団農地である第 2 種農地と市街地の農地、または市街化の傾向が著しい区域である第 3 種農地が該当する。

《栃木県太陽光発電施設の設置･運営に関する指導指針から》

国のガイドラインを受けて、県独自に「立地を避けるべきエリア」、「立地に慎重な検討を要するエリア」を設定した。

農振法	農用地区域	優良農地を確保するため、転用･開発行為が厳しく制限されている区域	立地を避けるべきエリア
農地法	甲種農地		
農地法	第 1 種農地		
農地法	第 2 種農地	周辺地域との調和、農地確保の観点から、転用に配慮が求められる区域	慎重な検討を要するエリア
農地法	第 3 種農地		

※農振法 ＝ 農業振興地域の整備に関する法律

《第二次国土利用計画下野市計画から》

■利用区分ごとの土地利用の推移　（単位:ha)

利用区分		H18	基準年 H26	目標年 R7(構成比%)
農地		**4,112.8**	**4,036.8**	**3,940.8(52.8)**
	田	2,389.8	2,387.0	2,374.7(31.8)
	畑	1,724.5	1,649.9	1,566.1(21.0)
森林		**313.0**	**306.0**	**297.9(4.0)**
河川等		358.5	355.2	351.9(4.7)
道路		599.1	565.5	581.1(7.8)
宅地		1,264.0	1,344.8	1,440.2(19.3)
	住宅地	821.8	878.2	956.3(12.8)
	工業用地	111.4	109.8	115.5(1.5)
	その他の宅地	330.8	356.8	368.3(4.9)
その他		811.6	850.6	847.1(11.4)
市域面積		7,459.0	7,459.0	7,459.0(100.0)

《栃木県統計年鑑から》 抜粋

■土地　下野市の農地・山林の地積　（単位:Km²)

	H26 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年
田	23.87	23.82	23.81	23.80	23.77
畑	16.50	16.30	16.22	16.14	16.08
山林	4.01	3.83	3.83	3.75	3.71

(1Km² ＝ 100ha)

《栃木県森林･林業統計書から》 抜粋

■市町村別･所有林野面積　（下野市）　（単位: ha)

	H18	H26	H29	R1	R3
総数:国有林無	313	306	300	301	301
民有林計	313	306	300	301	301
公有林	8	11	10	10	10
社寺有林	7	7	7	7	7
私有林	298	289	283	284	284

※森林法改正により国有林以外はすべて民有林と呼ぶ。

「栃木県統計年鑑」を見ると様々な分野のデータが掲載されていて興味深い。でも、今回は悩まされた！「2土地 地積」にある山林面積と「7林業・漁業」に掲載されている所有別林野面積の値が異なっているのだ。後者は「栃木県森林・林業統計書」にもあり、こちらのデータを県統計書に掲載しているようだった。数値が同じなら疑問は抱かないが、10％以上も異なると、小数点以下の処理に因るとは思えない。

データをまとめたのはそれぞれ県の市町村課と環境森林政策課と異なる。「山林」、「林野」と名称が異なり、定義が異なるのだろうが、その違いが分からない。

市農政課課長に尋ねたところ、「地積に関しては、各市町村から固定資産税課税台帳に基づく報告に因るもので、林野面積は、林業面から捉えた面積ではないか」とのこと。しかとは言い切れない様子だった。

毎年、「栃木県統計年報」が公表されていることは素晴らしいが、より県民に分かり易い説明が欲しい。用語の定義、データの統一性に工夫してもらいたい。



市内に立地する
メガソーラーの1つ
この発電所は3ブロック
に分かれている

現在、パブリックコメントを募集中（R4.1.5まで）の景観計画（案）と景観条例（案）には、「景観形成重点区域に指定された区域内での届出行為をしようとする者は、事前に市長と協議をしなければならない」として、事前協議が必要な行為の一つに「再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物で、高さが5メートルを超えるもの又は区域面積が5,000㎡を超えるもの」が盛り込まれている。これは歓迎！だが、「高さが2m以下で、かつ、築造面積が500㎡以下のもの」は届出不要としている。あくまでも、景観形成の観点からの計画・条例だからなのだろうか。

また、同時にパブ・コメを募集している緑の基本計画（案）には、R22年の市内公園緑地等の目標面積を182.3haと設定しているが、平地林については「生物多様性を確保する貴重な資源として、平地林保全の重点地区を設定し、市民活動団体等との連携による適切な管理に勤める」との記述はあるが、どの位の面積を保全していこうとするのか、全く触れられていない。残念。

農地への太陽光発電施設設置は、耕作放棄地では無かった。農業経営上の問題もあるのだろうけれど･･･。

⑶ 太陽光発電施設は再生可能エネルギーを生み出すものだが、一方で食料生産や自然環境、景観、生活環境に少なからずの影響を及ぼす可能性が大きい。太陽光発電事業者の地域と融和した適切な事業実施を求めるため、速やかに条例を制定されたい。

【広瀬市長】 これまで国・県の動向を踏まえ、保全地区の設定や太陽光発電施設設置の在り方等について、県内自治体の太陽光発電施設の設置条例等を調査研究してきた。

栃木県は H30 年 2 月に国のガイドラインを補完する形で設置・運営等に関する指導指針を策定した。この指導指針の適用対象範囲は、出力 50 ｷﾛﾜｯﾄ以上の太陽光発電施設を設置・運営する事業者で、地域住民と防災面、景観面、環境面等について合意形成を図り、理解を得た上で事業を行うよう地域住民等への事業周知及び説明状況の報告を求めている。本市は、この指導指針に基づいて太陽光発電施設の設置相談を受け付けている。

また本市では、今年度中に、幅広い観点から良好な景観形成に資する景観計画を策定する予定である。この計画では、太陽光発電施設の新設等は届出の対象としており、地域と調和した適切な設置を求めていきたい。

県内では 25 市町中 11 市町で規制条例・規則が制定されており、急傾斜地における土砂災害防止や自然公園等の景観保全などを目的としている。平坦で自然災害の少ない県南地域の市町では制定されていないが、市民や事業者の景観形成に関する機運の醸成を図りながら、引き続き規制策について調査・研究に努める。

栃木県の指導指針には「設置を予定している市町において、太陽光発電施設を対象とした条例、要綱、ガイドライン等を定めて取り組んでいる場合は、市町の条例等が優先される」と明記されている。ということは、条例等が無い市町には設置しやすい？平坦で平地林が残っている下野市は事業者から注目される？県内14市で当該関係条例等を制定していないのは、小山市、宇都宮市、矢板市、下野市。

太陽光発電は屋根を利用するのがベストと思う。

情報公開・提供策の更なる充実を

本市は積極的に行政情報の公開を推進していると評価しているが、更なる充実を求めて提案した。

⑴ 行政情報公開請求電子申請に基づく情報開示は電子的に実施できないか。この場合はコピーをとることがなく、担当者の事務負担軽減になり、申請者の費用負担も発生しない。

【広瀬市長】 下野市では、情報公開請求手続の簡素化により請求者の利便性向上を図るため、市ホームページから電子申

請による公開請求ができるようにしている。

《R2年度実績》
○公開請求件数　96件
公開：53件、部分公開：43件、非開示：0件
○公開請求のあった行政情報の種類
・入札･契約に関するもの：49件
・地番図等に関するもの：31件
・教育行政に関するもの：10件
・人事管理に関するもの：4件、・その他：2件
○申請方法
・窓口申請：39件、郵送申請：12件、
・ファックス申請：30件、
・市HPのかんたん申請システム･電子メール：15件

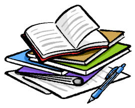
最近の傾向として、入札･契約に係る設計図書の公開請求1件当たりの対象図書数は、R元年度は1～3本であったが、R2年度からは約20～50本と大幅に増加している。これはR2年3月から試行的に、設計図書に係る行政情報の写しを紙によるものに加えCD-Rでも交付しているためと考えられる。事業者からの申請と思われるものは66件(7割)だった。

情報公開の電子的な実施は、職員の事務負担軽減、申請者の手続効率化や費用負担軽減などのメリットがあるが、容易に大量の文書を安価に入手できることが事業者による営利目的での利用増加につながるおそれもある。

また、**公文書の真正性**を担保する文書は、現在も紙の文書が殆どであり、これらを電子公開するためにはスキャニングが必要だ。さらに大量の公開請求に対しては非公開情報の確認、削除作業などの事務負担が生じることも考えられ、市民サービス低下を招く懸念がある。

情報公開の電子的実施の実現に必要なこれらの諸課題について、市情報公開･個人情報保護審査会の意見を聴く等しながら慎重に検討を進める。

市ホームページの情報公開請求･個人情報開示請求のページでは、行政情報公開請求については、電子メールや電子申請システムによる申請もできると案内している。公開決定された行政情報の写しは紙媒体のみで交付しているのだろうか？A3サイズ(片面、モノクロ)以内は10円/枚の費用を前納して交付が受けたれる。これを電子メールで受け取れないか？



公文書は大部分が電子化されていると思っていたが、電子的に交付するとなると改めてのスキャンが必要とのこと。しかし、自治体DX推進が求められている今日、避けて通れない課題だと思う。

⑵ 情報公開条例以外の法令等に基づく情報公開制度の一覧表を作成し、公開されたい。

【広瀬市長】 情報公開条例以外の他の制度により公文書等の閲覧･縦覧等の手続を規定して認められているものについては、情報公開条例による公開の対象外としている。

栃木県ホームページには、情報公開条例以外の法令等の規定による情報公開制度一覧表があり、県所管課名、文書等名称、主な記載情報、公開方法、閲覧場所、根拠法令などが記載されている。

市ではこのような一覧表は作成していないが、市情報公開条例第20条に「実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする」と定めているので、今後、一覧表の作成と公表について検討する。

《栃木県ホームページでの案内の一部》

公文書開示請求によらない情報公開制度

栃木県情報公開条例に基づく公文書開示請求によらず、それぞれの法令等の定めるところにより、文書の閲覧・縦覧、写しの交付を受けることができるものをまとめました。

情報公開条例以外の法令等の規定による情報公開制度一覧表

一覧表（令和3(2021)年8月現在）（PDF：588KB）

一覧表の記載上の留意点については以下を御覧ください

一覧表は部局別になっています。文書の名称等が分かる方は、PDFファイルのメニューバーにある検索機能を御活用ください。　なお、該当する文書等が現在のところ存在しないため、閲覧等ができない場合があります。

「所管課名」　「問い合わせ先」

文書等を所管している課名とその問い合わせ先（電話番号）を記載しています。

県庁舎本館2階の県民プラザでは、県が刊行、作成した行政資料の閲覧･貸出･有償頒布(販売)を行っている、との案内も書かれている。

◆　◆　◆

情報公開条例によらない他の法令等で閲覧等ができるものは沢山ある。栃木県はそれらを一覧にして県民に案内している、千葉県、福島県とともに全国でも数少ない自治体の一つ。

実は、下野市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ情報公開請求案内では、冒頭に

情報の公開には、市民からの公開請求に基づく『情報公開』と、市が自主的･積極的に公開する『情報の提供』という2つの方法がありますが、市では『情報の提供』を推進しています。公開請求される前に、担当課または総務人事課にぜひご相談ください。公開請求書のご提出をいただかなくても情報の提供が可能な場合が多く、その際は、迅速に情報をご提供します。

と書かれている。

この心意気があるならあと一歩、公開請求しなくてもどんな情報が得られるのか、リストも示して欲しい。

市民にはできるだけ行政情報に触れて欲しい。それによって視野も広がるし、新たな気づきも得られる。当初は面倒でしょうが、是非取り組んで欲しい。

市長答弁は、「実施に向けて前向きに検討」と理解した。

市役所1Fの行政情報等コーナーの一層の充実を！

◆　◆　◆

質問時間が短くて再質問ができなかったが、市の行政資料には有償頒布している刊行物もある。これらは「市有償刊行物取扱要領」に基づき、所管課からの提出により総務人事課で掌握し、「市有償刊行物台帳」に記載されている(はず)。この台帳にあるリストを行政情報等コーナーや図書館で閲覧できるようにすれば、市民が求めやすくなるのではと思う。販売できれば発刊費用の一助になるだろう。一般質問前のヒアリング時に担当課には伝えたが、検討されるだろうか？

2021年　議員報酬と主な使途

【収入】

議員報酬	5,548,374 円	①
所得税還付金	1,026,152 円	②
印刷機使用料	8,585 円	③

①月額 35 万円、期末手当 3.35 ヶ月分（＋役職加算 15 ％）
② 2021 年分
③実費分(どなたでも利用可)



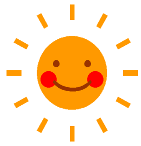
※下野市議会では政務活動費の支給はありません

【支出】 主なもの　　（単位：円）

所得税 1,253,006 ／住民税 301,500 ／国民健康保険税 347,500 ④／介護保険料 116,400 ／固定資産税 65,500 ⑤／議員親睦会 30,000 ⑥ ／病気･団体保険 66,844 ／家計へ 840,000 ⑦／自動車維持費 452,720 ⑧／印刷機･パソコン維持費 204,389 ⑨ ／報告書作業工賃 66,227 ⑩／図書･新聞･機関誌 248,261 ⑪／通信費 515,407 ⑫／講座参加費 45,100 ⑬／団体会費 62,400 ／事務用品 38,085 ／慶弔費 26,364 ／医療費 51,517

【備考】 ④医療分 248,166+後期高齢者支援分 86,204 ／⑤共同名義の自宅分 1/2 負担／⑥お茶代･慶弔費として 10 ヵ月 3,000 円を報酬から天引き／⑦生活費･事務所費として 7 万円/月を家計へ／⑧自動車税･車検整備･修理･ガソリン代･任意保険／⑨インク･マスター･ 用紙･プリンターインク／⑩議会報告書製本･発送等作業工賃／⑪新聞･月刊誌･団体機関誌･単行本／⑫議会報告書送料･通信費･スマホ買替え／⑬全国自治体議員行財政自主研究会、市川房枝記念会政治参画フォーラム･連続講座「進めたい―「いま」弾力ある社会へ」 等(殆ど Zoom)、その他被服費･懇親会費に支出、記帳漏れや使途不明金もある。

《村尾太陽光発電所通信》 2004(H16)年 7 月～　5.1kW 稼働



○2019年10月でFIT(固定価格買取制度)が終了。それまでは48円／kWhで売電できたが、8.5円となり、電気料金が急増した。

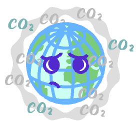
○2021年7月にはパワーコンディショナー(直流を交流に変換)が作動しなくなり、併せて太陽光パネル1枚が破損していることが分かった。最近、発電電力が少ないと感じていたが、パネルからの電流は3系統に分かれており、そのうちの1系統がパネル破損のため電流が流れていなかったとのこと。以下のように対応した。

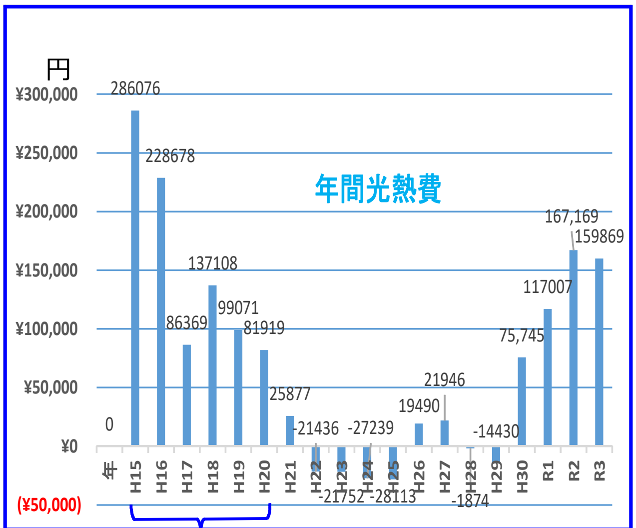
パネル破損：1枚(150ワット)を切り離して系統のケーブルを接続。

パワーコンディショナー：古い型式なので部品交換はむずかしく、これを機に蓄電池(容量6.5kW)を設置し、専用のパワーコンディショナーに交換した。半導体不足のため入荷時期は分からないと聞いていたが、早期に設置できたのは幸運だった。

○エコキュート(給湯機)を設置しているが、こちらは東電の夜間電力を利用してるので影響は無かった。が、その後間もなくヒートポンプユニットの作動が停止した。原因は設置工事が適切ではなかったことによる結露で基盤が壊れたためだった。この時も迅速に基板交換をしていただいた。

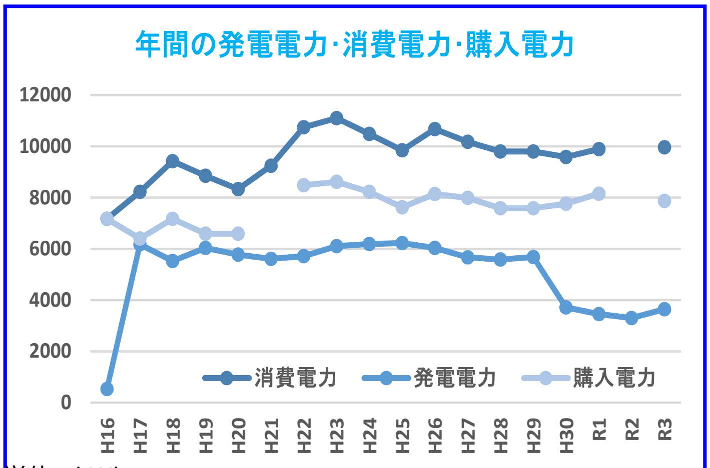
2021年12月31日までのCO2削減量は16,953Kg-CO2





この間はガスと電気料金。2008 年(H20)8 月までガスも利用していたが、エコキュート導入によりガスは廃止した。灯油は利用していない。

※設置後17年も経過すれば老朽化し交換などが必要と覚悟はしていたが、昨年は大きな出費となった。



単位：kWh
H21 年、R2 年の記録が無かった部分がある。

2021 年の電力自給率は 36.5%、これまでの最高は 2013 (H25)年の 63.1 ％。100 ％を超える発電の月もあった。太陽光発電の余剰電力は先ず蓄電池に溜められ、更に余剰する場合に東電に売却している。曇天時や夜間の電力消費時の買電を抑える効果が期待できる。安く売るなら溜めて使うという発想だ。蓄電池設置は予定していなかったが、今後の実績を注視していこう。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

9/15 ～ 10/12　村尾市議会報告 No64 編集・印刷作業

【10月】

3　下野九条の会

6　**南河内小中学校建築工事現地視察**

8　環境リーダーシップ講座(Zoom)

9　自治体学会分科会「人事評価制度の今、そして未来への期待」(Zoom)

12　**総務常任委員会「消防団役員との意見交換会」**

15　下野市水道水を考えるネットワーク印刷作業

16　３Ｒ全国ネットセミナー・映画「マイクロプラスチックストーリー　ぼくらが作る 2050 年」鑑賞(Zoom)／地蔵山整備(自然に親しむ会)

17　朝日地球会議「ポストコロナ時代の人類と社会―いま考える『新しい知』」マイケル・サンデル、福岡伸一氏(Zoom)

18　生活学校やよい会例会

19　市民からの相談／朝日地球会議「民主主義を一から考える」コリン・ウッダード、宇野重規氏(Zoom)

20　市民相談(同行支援)

21　下野市水道水ネットワーク(水通信折り込み作業)

22　市民相談(同行支援)

24　水道水を考える市民ネットワーク運営委員会

25　**議会運営委員会**

26　下野つばさの会

27　下野市民派クラブ連絡会

28　衆議院議員選挙・渡辺のりよし候補街頭遊説応援

30　全国自治体議員行財政自主研究会「情報公開制度」三木由紀子氏(Zoom)

31　**成人式参列**(南河内体育センター)

【11～12月】

5　**総務常任委員会／議会活性化特別委員会／帝国繊維新工場現地確認**

7　下野九条の会

8　生活学校やよい会例会

9　原子力情報室セミナー「高レベル放射性廃棄物の地層処分」末田一秀氏(Zoom)

11　建設課訪問(市民相談伝達)

13　市川房枝記念会連続講座「性暴力：その後を生きる」中島幸子氏(Zoom)

14　村尾議会報告と意見交換会

15　市川房枝記念会創立 59 周年維持員のつどい・講演三浦まり氏(Zoom)

18　総務人事課からのヒアリング／**議会運営委員会／議員全員協議会**

19　建設水道部からのヒアリング

20　とちぎ自治議員講座・太田 正氏・平岡和久氏(宇都宮市)

23　下野つばさの会学習会「包括的性教育」原 啓子氏

25 ～ 12/10　**市議会第4回定例会**

25、26、29、30、12 月 10 日　　**本会議**

25 日　**議会運営委員会**

29 日　**正副委員長会議／議会運営委員会／総務常任委員会正副委員長(消防団との懇談会まとめ)**

30 日　**村尾総括質疑／議員研修会**「公共施設マネジメントと議会の役割」小島卓弥氏(ビデオ)

10 月 1 日　経済建設常任委員会傍聴

2 日　教育福祉常任委員会傍聴

3 日　**総務常任委員会**

6 日　**総務常任委員会委員長報告まとめ**

8 日　**議会運営委員会／議員全員協議会**

5　下野九条の会・講演会「大工の明良憲法を説く」明良佐藤氏／国際交流員歓迎会(国際交流協会)

6　**高藤直寿選手市民報告会**

9　しもつけ福祉塾・映画「だって しょうがないじゃない」鑑賞

11　市川房枝記念会連続講座「子ども子育て支援の課題～海外の動向を踏まえて」池本美香氏(Zoom)

12　次期市議選を考える有志の会

14　市民との面談

15　第 3 回有機農業市民講座石川 均氏(上三川町)

16　**議会運営委員会／議員全員協議会／会派代表者会議**／次期市議選を考える有志の会

17　**市議会第3回臨時会**

18　水道水を考える市民ネットワーク運営委員会

26　つるカフェ市民講座「遠くの名医より近くの？？？」講演・太田秀樹氏(Zoom)

29　市民との面談



12/12 ～/14　議会だより No63 原稿執筆

12/17 ～ 21　YouTube 議会報告総務常任委員会原稿作成

12/15 ～ 1/12 村尾議会報告 No65 編集・印刷作業

～あれこれ～■この年末年始には2年ぶりに娘と息子一家が帰省した。元日には、昨年8月にアメリカから東京へ転居してきた甥(姉の次男)一家もやって来て、皆元気な顔を見せてくれた。■書類の山で溢れていたリビングは、一足早く来た娘が皆の座る場所を確保し、掃除をしてくれた。書類などは段ボール詰めして、別の部屋に移しただけでもありがたかった！■新年早々に郵便局で出会った方に、「議会報告書は楽しみにしています。一行漏らさずに読んでいますよ‼」とお声かけを頂いた。何と嬉しいこと‼ その言葉を励みに、悶々としながらもこの報告書をまとめた。気持ちが集中するまでに時間がかかり、間が途切れると文脈を思い出すのに更に時間がかかる。何とも効率の悪いこと。■先の議会定例会、臨時会でも審議したが、下野市は子育て世帯臨時特別給付金について、「所得制限を撤廃し、離婚などで給付金を受け取れないひとり親家庭も給付対象とする」方針が報道された(1/8下野新聞)。1月20日の議会臨時会で議決する。



